

練馬区内 共通商品券

取扱店の手引き



だれでも

いつでも

どこでも

なんでも

使えるように

取扱店の手引き

目次

はじめに	1
1 各お店がまず最初に行うこと	2
2 商品券を利用するお客様への対応	2
3 汚損している商品券を持ってきたお客様への対応	3
4 商品を商品券と引換えた後に行う処理	3
5 商品と引換えた商品券（回収商品券）の換金方法	4
6 商品券の有効期限後の換金について	4
7 加盟店（取扱店）証の発行	6
8 その他の注意	7
9 取扱い金融機関一覧	8
お申込み・お問い合わせ先	9

はじめに

この度は、皆様に「練馬区内共通商品券」取扱店のお申込みをいただき誠にありがとうございました。練馬区内共通商品券は、平成7年4月に発売以来、多くの皆様よりご愛用いただいています。

この事業は、貴商店の売上げを増やし、商店街の活性化を図る絶好の機会となると確信します。

それだけに、事業の円滑な運営は、何にも増して重要な事柄であり、消費者の期待を裏切り信用を失墜する事態だけは、絶対に避けなければなりません。

そのためには、この商品券が区内商店街の「どこでも」、「だれでも」、「いつでも」、「なんでも」引き換えることができるように、整備されていることが必要です。また、この商品券は、現金と同様に扱うべき金券であることが、皆様に充分ご認識いただいていることも重要な点です。

そこで、事務手続きについて理解を深め共通の認識を持っていただくために、「取扱店の手引き」を作成しました。

取扱店の皆様には、共通商品券がより多くの区民の皆様に愛用されるよう、ご協力をお願いします。

なお、この趣旨を皆様のお店で販売やサービスにたずさわる、ご家族・従業員の方々にも徹底するようお願いいたします。

1

各お店がまず最初に行うこと

— 取扱店ステッカー —

取扱店は、必ず取扱店ステッカーを店頭をよく見える場所に貼り付けてください。
これは、お客様が安心して各お店に入っていただくために大変大切なことです。



2

商品券を利用するお客様への対応

— 商品券は現金と同じ —

- (1) 商品券を持参したお客様には、商品券1枚につき500円相当の商品・飲食・サービス等とお引換えください。
- (2) 商品券でお買いになるお客様も、現金でお買いになるお客様と同様に対応し、商品を限定しないようお願いします。
- (3) 商品券は、現金と同様に扱うべき金券であるため、おつりを渡す場合があります。その時は、お客様に対して不愉快な感じを与えることなく、気持ちよく対応してください。

3 汚損している商品券を持ってきたお客様への対応

お客様が「練馬区内共通商品券」と判別できないほど、汚損した商品券を持ってきた時には、商品券裏面の固有番号および引換店押印欄が確認できる状態であれば、商品等との引換えを行ってください。

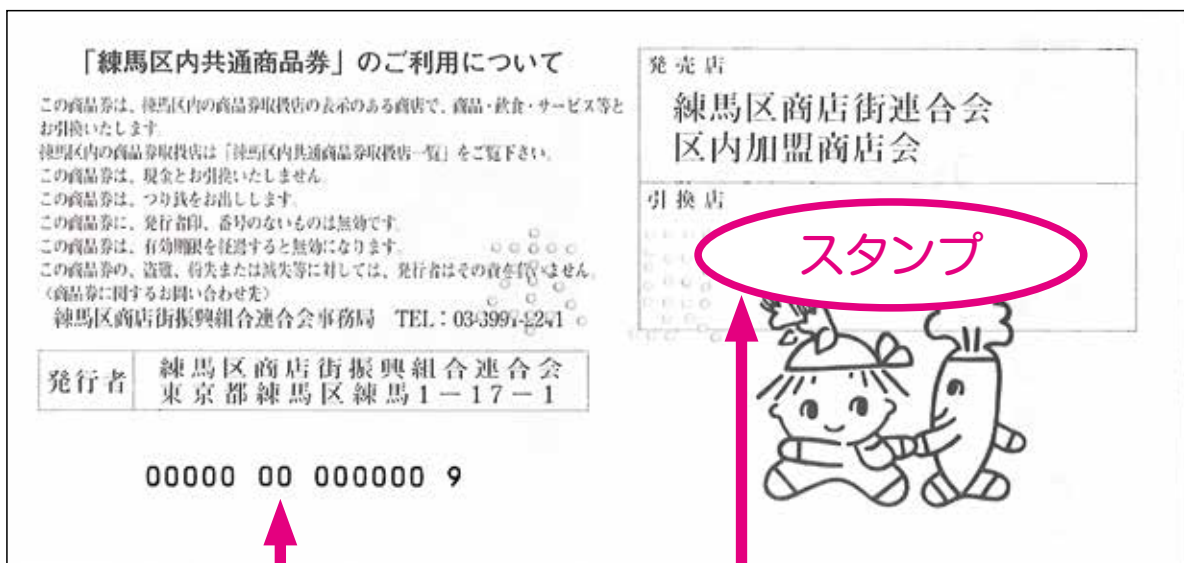
なお、金融機関において、汚損商品券の換金に応じしてくれないなどの問題が発生した場合は、すぐに商店街連合会までご連絡ください。

4 商品を商品券と引換えた後に行う処理 — 回収商品券の管理 —

商品と引換えた回収商品券は、裏面の引換店欄にスタンプ（ゴム印）を押してください。

商品券の裏面の引換店欄にスタンプ（ゴム印）が無い場合、金融機関では換金に応じませんので、スタンプを必ず押してください。

●回収商品券スタンプ（ゴム印）例 — 裏面 —



固有番号

この欄にスタンプを押してください

5

商品と引換えた商品券(回収商品券)の換金方法

— 最寄りの信用金庫・八千代銀行・JA 東京あおば等で —

- (1) 回収商品券の換金は、指定取扱金融機関で行っていただきます。換金価格は、1枚につき500円です。
- (2) 回収商品券を換金できる金融機関は、原則として最寄りの取引信用金庫または八千代銀行、JA 東京あおばです。
- (3) 取扱店は、原則として最後のページの取扱金融機関一覧の中で、一番便利な支店に口座を開設していただきます。(既に、口座のある場合は必要ありません)
- (4) 取扱店は、回収商品券がたまる都度、「商品券換金申込書」(3枚複写)に必要な事項を記入し、回収商品券を添えて金融機関の窓口へ提出してください。
取扱店には、1枚目の「商品券換金申込書」(控)が渡されます。
取扱店の口座には、翌営業日に入金されます。
- (5) 「商品券換金申込書」には、商店街コード、加盟店コードを必ずご記入ください。
(取扱店の皆様には、「練馬区内共通商品券加盟店証」を差し上げますので加盟店証に記載されたコードをお書きください)

6

商品券の有効期限後の換金について

取扱店の金融機関での換金期限は、商品券に記載の有効期限から3か月以内となります。

3か月を経過したものは換金できませんので、充分ご注意ください。

●商品券換金申込書の記入例

★マークは、「加盟店証」に記載された内容を記入してください。

★加盟店名を記入します。

金融機関に換金を申し込む日付を記入します。

★加盟している単会のコードを記入します。

★加盟店コードを記入します。

L53

商品券換金申込書

金融機関 御中

下記のとおり換金の申込を致します。

区コード	換金申込日	商店街コード	加盟店コード
2 5 2 2 0	2 7 0 4 2 8	0 0 0 1	0 0 0 0 0 1

加盟店名 (引換店)	お申込印
練馬商店	印

種目	口座番号	換金枚数	入金額
1 普通	2 3 4 2 2 7 4	500円券	1 0
2 当座			
3 その他			
			5 0 0 0

金融機関での加盟店口座番号を記入してください。

換金する枚数を記入します。

枚数×500円の合計額を記入します。
(換金単価は500円です)

7

加盟店(取扱店)証の発行

取扱店の皆様には、「練馬区内共通商品券加盟店証」(下図参照)が交付されます。加盟店証に記載されている、商店街コード(4ケタの番号)、加盟店コード(6ケタの番号)は、皆様が回収商品券を金融機関で換金する時や、商品券発売店が商品券を仕入れる時必要になります。大事に管理してください。

●加盟店証

<h3>練馬区内共通商品券加盟店証</h3>	
商店街コード	加盟店コード
<input type="text"/>	<input type="text"/>
店名 _____	
代表者名 _____	
練馬区商店街連合会 練馬区商店街振興組合連合会	

8

その他の注意

① 綴りあわせ

商品券は接着剤やホッチキス等で綴りあわせないでください。
回収商品券の事務処理上の支障になります。
従って、券は1枚ずつ離れた状態で保管してください。

② 取扱店の取消し

取扱店が不正な行為をし、本事業の対面を汚した場合、取扱店の資格を剥奪することがあります。

③ 事務

商品券の印刷、ステッカーなどの備品作成手配、供託、報告などは、連合会事務局で行います。

また、回収商品券の事務処理等は、(株)ジャノメクレディアにコンピューター処理の委託をします。さらに連合会事務局のコンピューターに各お店の特徴を入力しておき、お客様から取扱店についての問い合わせがあった時、紹介します。

④ 変更等の連絡

次のような時は、連合会事務局に連絡をお願いいたします。

- 店名、住所、電話番号、名義等に変更があった場合。
- 取扱店を辞退したい場合。
- その他変更事項が生じた場合。

9 取扱い金融機関一覧

金融機関	支店名	住所	電話
朝日信用金庫	大泉	大泉学園町6-12-40	(3921)3211
	桜台	桜台4-14-3	(3993)1211
西京信用金庫	練馬	豊玉北5-14-3	(3993)4311
	江古田	栄町44-7	(3993)7611
	北町	北町1-30-4	(3931)0131
	大泉支店	東大泉3-20-8	(3921)1211
	富士見台	貫井3-8-15	(3990)1161
芝信用金庫	氷川台	氷川台3-33-3	(3937)0411
	石神井台	石神井台4-12-18	(3929)7671
	上井草	杉並区井草5-6-6	(3395)2171
	保谷	西東京市東町3-11-26	042(421)4111
城北信用金庫	上井草	杉並区上井草3-31-20	(3396)6311
	田柄	田柄3-13-15	(3825)1311
巢鴨信用金庫	谷原	谷原2-5-6	(3904)1151
	平和台店	平和台4-10-5	(3933)1121
西武信用金庫	上石神井	上石神井4-1-12	(3929)2131
	江古田	旭丘1-55-1	(3951)1121
	練馬	練馬1-4-1	(3992)2101
	田柄	田柄2-5-27	(3977)4111
	東武練馬	板橋区徳丸3-2-2	(3935)2111
	土支田	土支田4-7-7	(3923)3111
	平和台早宮	早宮2-17-37	(3933)7711
光が丘	田柄5-16-6	(5241)2611	
西武信用金庫	大泉	大泉学園町7-15-7	(3921)6711

金融機関	支店名	住所	電話
東京シティ信用金庫	石神井	石神井町2-14-1	(3997)2195
	中村橋	中村北3-16-11	(3999)5101
	上板橋	板橋区桜川3-21-11	(3559)1491
東京信用金庫	練馬	春日町1-15-2	(3577)0761
	大泉	大泉学園町7-16-21	(3978)8011
	武蔵関	関町東1-21-9	(5991)4111
	土支田	土支田4-3-1	(3922)3663
東京東信用金庫	江古田	旭丘1-27-9	(3952)1236
八千代銀行	石神井	石神井町3-26-8	(3995)1181
	大泉	大泉2-63-8	(3978)3211
	上石神井	上石神井1-16-24	(3929)8811
	練馬春日町	春日町3-14-2	(3999)1451
JA 東京あおば	中村橋	中村北3-11-6	(3999)1611
	桜台	桜台3-35-17	(3992)6188
	高松	高松6-34-1	(3997)5231
	田柄	田柄2-20-10	(3939)0021
	豊玉	豊玉北4-7-6	(3994)2911
	平和台	平和台3-25-20	(3937)0881
	石神井	石神井町5-11-7	(3995)4121
	石神井公園	石神井町3-30-33	(3996)4166
	関町	関町北1-22-11	(3920)4128
	富士見台	南田中3-1-1	(3995)4191
大泉	大泉学園町2-12-17	(3925)3111	
東大泉	東大泉1-28-1	(3925)3211	
西大泉	西大泉4-9-1	(3978)1711	

★地元の信用金庫、八千代銀行又は JA 東京あおばをご利用ください。

- ① 一番便利な支店に口座を開設して頂きます。
- ② 既に上記金融機関に取引口座がある場合は、必要ありません。

お祝やご贈答にどうぞご利用下さい。
練馬区内共通商品券

もらって嬉しい
つかって楽しい商品券



お申込み・問い合わせ先

お申込み

共通商品券の取扱店を希望する商店は、指定申込書に必要事項を記入し、必ず所属商店会長を經由の上、商連事務所へお申込みください。

問い合わせ先

練馬区商店街連合会・練馬区商店街振興組合連合会
〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4 階
TEL 03-3991-2241 FAX 03-3991-2276



問い合わせ先

練馬区商店街連合会・練馬区商店街振興組合連合会
〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4 階
TEL 03-3991-2241 FAX 03-3991-2276

<http://www.nerima-kushoren.jp>